

佐賀県告示第232号

佐賀県関西・中京営業本部展示即売規程（昭和59年佐賀県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県<u>関西・中京営業本部</u>展示即売規程 （趣旨） 第1条 佐賀県<u>関西・中京営業本部</u>（以下「<u>本部</u>」という。）が行う県産品等の展示及び即売については、この規程の定めるところによる。 （展示場） 第2条 県産品等の展示及び即売を行うため、<u>本部</u>に展示場を設ける。 （県産品等の範囲） 第3条 展示場で展示し、又は即売できる県産品等の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>本部長</u>が適当と認めたもの （出品等の手続） 第4条 県産品等を展示し、又は即売するため出品し、又は寄贈しようとする者は、当該県産品等とともに展示（出品）申込書（様式第1号）に、業態調査表（様式第2号）及び出品票（様式第3号）を添えて<u>本部長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。 （展示等の制限） 第5条 <u>本部長</u>は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該県産品等が展示場で展示し、又は即売するのに適当でないと思</p>	<p>佐賀県<u>関西・中京事務所</u>展示即売規程 （趣旨） 第1条 佐賀県<u>関西・中京事務所</u>（以下「<u>事務所</u>」という。）が行う県産品等の展示及び即売については、この規程の定めるところによる。 （展示場） 第2条 県産品等の展示及び即売を行うため、<u>事務所</u>に展示場を設ける。 （県産品等の範囲） 第3条 展示場で展示し、又は即売できる県産品等の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>所長</u>が適当と認めたもの （出品等の手続） 第4条 県産品等を展示し、又は即売するため出品し、又は寄贈しようとする者は、当該県産品等とともに展示（出品）申込書（様式第1号）に、業態調査表（様式第2号）及び出品票（様式第3号）を添えて<u>所長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。 （展示等の制限） 第5条 <u>所長</u>は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該県産品等が展示場で展示し、又は即売するのに適当でないと思</p>

改正前	改正後																
<p>められるときは、出品又は寄贈を拒むことができる。</p> <p>2 本部長は、展示場で展示し、又は即売している県産品等(以下「展示即売品」という。)が本部の都合により展示し、又は即売することができなくなったときは、展示即売品を撤去し、又はその取替えを求めることができる。</p> <p>(展示の方法等)</p> <p>第6条 展示場で展示される県産品等の展示の位置、展示の方法等については、本部長がその都度定める。</p> <p>(即売)</p> <p>第7条 展示即売品の即売は、本部長が指定した団体が行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、県産品等の展示及び即売については、本部長が別に定める。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">展示(出品)申込書</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 佐賀県関西・中京営業本部の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">佐賀県関西・中京営業本部長 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <p style="text-align: center;">業態調査表</p>	展示(出品)申込書		佐賀県関西・中京営業本部の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日	略	佐賀県関西・中京営業本部長 様		略		<p>められるときは、出品又は寄贈を拒むことができる。</p> <p>2 所長は、展示場で展示し、又は即売している県産品等(以下「展示即売品」という。)が事務所の都合により展示し、又は即売することができなくなったときは、展示即売品を撤去し、又はその取替えを求めることができる。</p> <p>(展示の方法等)</p> <p>第6条 展示場で展示される県産品等の展示の位置、展示の方法等については、所長がその都度定める。</p> <p>(即売)</p> <p>第7条 展示即売品の即売は、所長が指定した団体が行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、県産品等の展示及び即売については、所長が別に定める。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">展示(出品)申込書</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 佐賀県関西・中京事務所の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">佐賀県関西・中京事務所長 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <p style="text-align: center;">業態調査表</p>	展示(出品)申込書		佐賀県関西・中京事務所の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日	略	佐賀県関西・中京事務所長 様		略	
展示(出品)申込書																	
佐賀県関西・中京営業本部の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日	略																
佐賀県関西・中京営業本部長 様																	
略																	
展示(出品)申込書																	
佐賀県関西・中京事務所の展示場に出品(寄贈)したいので、業態調査表及び出品票を添えて申し込みます。 年 月 日	略																
佐賀県関西・中京事務所長 様																	
略																	

改正前		改正後	
佐賀県関西・中京営業本部長 様	略	佐賀県関西・中京事務所長 様	略
略		略	
略		略	

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。